		*	区分														受給者	番号											
		<u>^</u>															個人番			1 2	2 3	4	5	6	7	8 9	9 0	1 2	
支 を受	け	住	糸		川市					番1	号									_						!_			
る:	者	ΡF		<i>A I</i>	/\-	ペート101号室				1							氏	(フリ	ガ ナ)	/ }	イガ!	ワ	タロ	ュウ					
																							魚川 太郎						
1	種別			支	払	金	額			給与所得控除 (調 整 控								所得控除の額					源泉徴収和				兑額		
給占	手・賞与	内			Ŧ		円		3						千				Ŧ		円	内			-	Ŧ F			
754	, ,	,	_	5	81	.3	6	00			4	2	209		600)	2	,	527	0	00							J. E. (
(3	空除:	対象i	配偶者			唱者(‡										扶養親放 るを除く					満担	表未 夫養			害者(人を)	の数 除く。))	非居住者であ	
の有無等		老人		控除の)額			特定					老人		ž人		その他		親族 数			特別		₹	その他	る親加の数		
有	従	有			000	Ŧ		F	3		人	従.	人	内		人	従人		人	従人		人		内		人	人	1	
O	21	37		000 円 000			000		生命化	命保険料の控		空除多	額		1		霊保障	料の控除額			-	5	住空		1 金特別	別控	除の額	1	
4	60					90			Ŧ		_ P/V I	J.R.	円			Ŧ				H			Ŧ		,,,,,	E PAR CO LINE	<u> </u>		
	287							0			000			L								84		\perp		100			
(摘:	安)	(1)糸魚	U	妣-	子 (4	+少)								(株) /						0.00	00	अस	ு 4	24 dez	: 15		
9)												文	払金	頟	1,200),000	仕	:会保)	18	0,00	00	源:		兄谺	₹ 15	,000	
_	_						ml						ml			ĺ		円		_			円			_		ı	
(5	食料の 内訳)金	新生命保 の金種		108,	528	Ħ	旧生命 の金		12	9,00	00	円	介護医 険料の		75,	000	н	新個人年 保険料の:				н		人年金			,	
6	7		住宅借入 特別控除		適用 1		居住開始					年		4 1	20	O B	住宅借力			住(特			宅借入金等 年末残高				2,508	R I	
別控隊	人金等		数住宅借入	全等			_	B(10)		ľ							江州区			丁 (141			(1回目) 宅借入金等						
	訳	特別控		除可能 1		62,600		居住開始年, 日(2回目)			年			月		B			.金等特別 計(2回目)				年末残高 (2回目)					F	
$\overline{}$		フ	リガナ	7h4	イトイガワ ニ		ウコ					eg						円					円 旧: 害·		期接			F	
源島.	特別)	ر ا	氏名	糸1	糸魚川 優		子 678				区分			配偶者 合計所			450,000		保険料等 の金額						保険料 の金額				
V		/Æ	1	2					9	0	1	2	3		竹得	45			基礎控 の額				円		金額 整控隊			F	
			個人番号 フリガナ		3 4 ブワ	. 5 ミドリ		1 8	9	U	1		3		$\overline{}$	フリガ	リガナ イトイ								額		人目以	人降の招	
	1				糸魚川 翠						区分	\subset		/_	1	氏名		:魚		:子				区分	1	N N		き 養親が	
控除対象扶養親族	'	個	人番号	3	4 5		7	8 9	0	1	2	3		Q	ク	個人番		П	6 7	<u> </u>	9 0 1		2	3	4	-11.	9	# 7	
			リガナ	3 7 3 0				0 0	ľ	0 1			Ì	1		フリガ								1	╢╚	9			
	2	ı	氏名								分			6 歳	2	氏名	糸	魚)	:魚川 夏井					分		ı			
		個.	人番号	П				П		1	未満		個人番	号 5	5 6 7		8 9 0		2	3	4	4 5 6		Ĭ					
		フ	リガナ			1	<u> </u>				区		┨	何の扶	\vdash	フリガ	フリガナ 小		フ アキ	オ				区			5人目以		
	3	L	氏名								分			養	3	氏名	糸	糸魚川 秋夫						分			表示消(の扶養第 人番号	
		個.	人番号		\Box		ıT						一 親 族	親 族		個人番	号 6	7	8 9	0	1 2	3	4	5	6	7 (1)		
			リガナ					_	•		区分	- 1	٦			フリガ		ハイガワ フユコ						区	_	89	901234	456789	
	4	_ '	氏名										$/\!\!\!/$		4	氏名				冬子				分	1.	Д			
_		個.	人番号	Ц			Ц						'	<u>\</u>		個人番	号 7	8	9 0	1 2	2 3	4	5	6	7	8			
未成	þ		死亡	災		Z		障害者		蘇	υ 2		勤労		1		中途	犹·退	職					受給	者生	年月	B		
年者	I J	国人	退職	害者	489		特の他			帰	り親		学生	≱ /				_ [_							_	_		
19			明珠		+			112	+		粉	ī.	+		Q	少 —		年	月 7	B	_	DT-		\dashv	40	-	月	<u> </u>	
	1		割↓₩- ⊏	Z ∇ 1+			-				 		-)		5	7	30	<u> </u>	昭	和		40)	9	7	
	٠,		国人番号		· I 1	10	101	4 L E	16	17	8	9	0	1 2	3	(右	詰で記載	丸して	ください)										
		1	法人番	号		. 2	э	4 6	\perp		ш	_	_		_														
支払			法人番 住所(記 又は所	計)			川 3					2番	番3	号															
			住所(月	計) 在地	Á	糸魚		<u>j</u> —(」 の宮	17.		2章	番3	号					(電話	. ^	125-	EEO	17	VV	v				

※ 種 別

※ 整理番号

①個人番号、氏名、フリガナ、生年月日を必ず記載してください。

給与支払報告書記載例

②住所

令和6年1月1日現在居住している住所を番地・アパート名・部屋番号まで詳細に記入してください。

③(源泉)控除対象配偶者の有無等

控除対象配偶者又は源泉控除対象配偶者を有しているときは「〇」を記入してください。老人控除対象配偶者である場合は、老人欄にも「〇」を記入してください。

4社会保険料等の金額欄

給与等から控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 なお、小規模企業共済等掛金については内書きしてください。

⑤生命保険料の金額の内訳

生命保険料控除がある場合は、各保険料の支払額の内訳を記入してください。

⑥住宅借入金等特別控除(1回目、2回目)

住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記入してください。

なお、適用数が3回以上のときには、摘要欄に居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分及び住宅借入金等年末残高を記入してください。

⑦扶養親族等の各欄

(源泉)控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を記入してください。また、対象者が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」を記入してください。

⑧中途就•退職

年の中途で就職や退職した方については「中途就・退職」の該当欄に「〇」を付し、その年月日を記入してください。

⑨摘要欄

- (1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の方の氏名を記入してください。このとき、氏名の前に括弧書きの数字を付し、「5人目以降の個人番号」欄との対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族の場合には「氏名(年少)」、非居住者の場合には「氏名(非居住者)」と記入してください。
- (2)同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、「氏名(同配)」と記入してください。
- (3)特別障害者又は23歳未満の扶養親族を有する場合は、「氏名(調整)」と記入してください。
- (4)中途就職者で前職分の給与等を含めて年末調整したときは、前勤務先の事業所名、支払金額、社会 保険料、源泉税額、退職年月日を記入してください。
- (5)租税条約に該当する場合は、「租税条約〇〇条該当」と記入してください。

用語の説明

(1)源泉控除対象配偶者

受給者(合計所得が900万円以下である方に限る。)と生計を一にする配偶者で、合計所得が95万円以下である方。

(2) 同一生計配偶者

受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得が48万円以下である方。

(3) 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、合計所得が1,000万円以下である受給者の配偶者。

※詳細につきましては、国税庁ホームページ(アドレス:www.nta.go.jp)をご覧ください。